

令和3年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について

【資料1】

1. 令和3年度大分県教科用図書選定審議会委員構成(案)

区分	選出校種等			
	令和3年度(案) (小・中採択替えなし)	令和2年度 (中学校採択替え)	令和元年度 (小学校採択替え)	平成28年度 (小・中採択替えなし)
及び教員 (二号委員) 義務教育諸学校の校長	①小学校校長代表 ②中学校校長代表 ③特別支援学校校長代表 ④教員代表(小学校) ⑤教員代表(中学校) ⑥教員代表 (特別支援学校小学部) ⑦教員代表 (特別支援学校中学部)	①小学校校長代表 ②中学校校長代表 ③特別支援学校校長代表 ④教員代表(中学校) ⑤教員代表(中学校) ⑥教員代表(中学校) ⑦教員代表 (特別支援学校中学部)	①小学校校長代表 ②中学校校長代表 ③特別支援学校校長代表 ④教員代表(小学校) ⑤教員代表(小学校) ⑥教員代表(小学校) ⑦教員代表 (特別支援学校小学部)	①小学校校長代表 ②中学校校長代表 ③特別支援学校校長代表 ④教員代表(小学校) ⑤教員代表(中学校) ⑥教員代表 (特別支援学校小学部) ⑦教員代表 (特別支援学校中学部)
び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員	(二号委員) 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員 ⑧市町村教育長協議会代表 ⑨市町村教育長協議会代表 ⑩県教育委員会専門職代表 (教育センター特別支援教育部長) ⑪県教育委員会専門職代表 (大分教育事務所次長兼指導課長) ⑫県教育委員会指導主事代表 (教育センター教科研修部) ⑬県教育委員会指導主事代表 (義務教育課指導主事) ⑭市町村教育委員会指導主事代表	⑧市町村教育長協議会代表 ⑨市町村教育長協議会代表 ⑩県教育委員会専門職代表 (教育センター特別支援教育部長) ⑪県教育委員会専門職代表 (大分教育事務所次長兼指導課長) ⑫県教育委員会指導主事代表 (教育センター教科研修部) ⑬県教育委員会指導主事代表 (義務教育課指導主事) ⑭市町村教育委員会指導主事代表	⑧市町村教育長協議会代表 ⑨市町村教育長協議会代表 ⑩県教育委員会専門職代表 (教育センター特別支援教育部長) ⑪県教育委員会専門職代表 (大分教育事務所次長兼指導課長) ⑫県教育委員会指導主事代表 (教育センター教科研修部) ⑬県教育委員会指導主事代表 (義務教育課指導主事) ⑭市町村教育委員会指導主事代表	⑧市町村教育長協議会代表 ⑨市町村教育長協議会代表 ⑩県教育委員会専門職代表 (特別支援教育課長) ⑪県教育委員会専門職代表 (大分教育事務所次長兼指導課長) ⑫県教育委員会指導主事代表 (教育センター特別支援教育部指導主事兼部長) ⑬県教育委員会指導主事代表 (義務教育課指導主事) ⑭市町村教育委員会指導主事代表
有する者 (三号委員) 教育に関し学識経験を	⑮大分大学教育学部 学部代表 ⑯大分大学教育学部 附属特別支援学校校長 ⑰大分県PTA連合会代表 ⑱大分県PTA連合会代表 ⑲大分県特別支援学校 知的障がい教育校PTA 連合会代表 ⑳私学振興・青少年課長	⑮大分大学教育学部 学部代表 ⑯大分大学教育学部 附属中学校長 ⑰大分県PTA連合会代表 ⑱大分県PTA連合会代表 ⑲大分県特別支援学校 知的障がい教育校PTA 連合会代表 ⑳私学振興・青少年課長	⑮大分大学教育学部 学部代表 ⑯大分大学教育学部 附属小学校長 ⑰大分県PTA連合会代表 ⑱大分県PTA連合会代表 ⑲大分県特別支援学校 知的障がい教育校PTA 連合会代表 ⑳私学振興・青少年課長	⑮大分大学教育学部 学部代表 ⑯大分大学教育学部 附属特別支援学校校長 ⑰大分県PTA連合会代表 ⑱大分県PTA連合会代表 ⑲大分県特別支援学校 知的障がい教育校PTA 連合会代表 ⑳私学振興・青少年課長

【資料 2】

2. 令和 3 年度教科用図書選定審議会及び採択に係るスケジュール

特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で教科書に代えて使用する一般図書の採択のみ

令和 2 年度

- | | |
|-----------|---|
| 1 2 月 9 日 | ○教育委員会にて教科用図書選定審議会委員の委員構成の決定 |
| 1 2 月 下旬 | ○教科用図書選定審議会委員の推薦依頼（教育事務所等へ） |
| 1 月 下旬 | ○教科用図書選定審議会委員の推薦回答 |
| 2 月 1 8 日 | ○教育委員会にて教科用図書選定審議会委員の承認
※審議会を 1 回開催、任期が 4 / 1 ~ 8 / 3 1 であることを依頼文の中で明記 |

令和 3 年度

- | | |
|---------------------|--|
| 4 月 1 日 | ○大分県教科用図書選定審議会設置（設置期間 4 / 1 ~ 8 / 3 1）
【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 7 条による】 |
| 6 月 3 日 | ○大分県教科用図書選定審議会開催
・教育委員会から諮問
・採択基準及び選定資料に対する質疑
・採決後、建議 |
| 6 月 1 0 日 | ○教科用図書事務説明会開催
・採択権者（市町村教育委員会、国立私立学校長）へ指導・助言・援助 |
| 6 月 中旬～ | ○採択権者による採択 |
| 6 月 1 1 日～
2 4 日 | ○教科書センターによる教科書展示会（県内は 2 5 ヶ所）
・ 6 月 1 0 日以降の最初の金曜日から 1 4 日間（法定展示期間開催）
【教科書の発行に関する臨時措置法第 5 条による】 |
| 8 月 3 1 日 | ○採択権者による採択終了
【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 1 4 条第 1 項による】 |
| 9 月 1 6 日まで | ○市町村教育委員会による採択した一般図書の需要数報告を受け、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告
【教科書の発行に関する臨時措置法第 7 条及び教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第 1 4 条による】 |

3. 主な根拠法令

【資料3】

① 学校教育法附則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

② 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 【無償措置法】

(都道府県の教育委員会の任務)

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

③ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 【無償措置法施行令】

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第7条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第8条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

(1) 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

(2) 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第9条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

- (1) 義務教育諸学校の校長及び教員
 - (2) 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
 - (3) 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(採択の時期)

第14条 義務教育書学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

④ 教科書の発行に関する臨時措置法

第7条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

⑤ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則

第14条 都道府県の教育委員会は、前条の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、9月16日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

⑥ 大分県教科用図書選定審議会の委員の数を定める条例

大分県教科用図書選定審議会の委員の数は、20名とする。

⑦ 大分県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第10条の規定に基づき、大分県教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 選定審議会に会長及び副会長各1名を置き、互選によって定める。

- 2 会長は、選定委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行なう。

(会議の招集)

第3条 選定審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員定数の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。

(議事)

第4条 選定審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 選定審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第5条 選定審議会は、種目ごとに、必要数の調査員を置く。

- 2 調査員は、大分県教育委員会が任命する。
- 3 調査員は、教科用図書等に関する専門的事項の調査にあたる。

(庶務)

第6条 選定審議会の庶務は、大分県教育庁義務教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、選定審議会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (平成27・3・31教育委員会規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。